

貸付事業からのお知らせ

平成27年7月から貸付制度の一部が改正されました。
主な改正点は、次のとおりです。

入学貸付、修学貸付関係

1 入学貸付、修学貸付における対象教育機関の見直し

対象となる学校に「中等教育学校(後期課程に限る。)」が加まりました。
(中等教育学校(後期課程)とは、高等学校などにあたる教育課程のことです。)

2 修学貸付の限度額の見直し

限度額を月10万円から月15万円に引き上げました。

3 修学貸付の償還期間の見直し

元金の償還については、申出により据置かないことも可能となりました。



～申込みの場合の変更点～

- ※ 特別貸付の申込書が変更になりました。
- ※ 修学貸付を申込み場合、償還方法を確認するため「修学貸付に係る償還申請書」の提出が必要となりました。
なお、「修学貸付に係る償還申請書」については、本組合ホームページ
(<http://www.saitama-ctv-kyosai.net>)からダウンロードできます。
- ※ 同一人物に係る同一学校の貸付けについては、2回目以降であっても全て「新規貸付」としての管理となり、償還については、まとめて一つの貸付けとして扱います。
- ※ 償還表及び申込書等の記入例につきましてはホームページをご確認ください。

不明な点については、 共済組合福祉課 貸付担当 TEL 048-822-3305 までお問い合わせください